



7月20日は**中小企業の日**

7月は「中小企業魅力発信月間」です。

私たち中小企業家の手で活力に満ちた地域を創造していきましょう！

昨年、国が7月20日を「中小企業の日」に、7月を「中小企業魅力発信月間」に制定しました。中小企業・小規模事業者の存在意義や魅力等に関する正しい理解を広く醸成する機会を国民運動として提供していくための取り組みです。

私たち中小企業の存在意義を広く発信していきましょう！

中小企業憲章

今年は「**中小企業憲章**」制定10周年です。

わが国の中小企業政策の基本的な理念と原則・方針を定め、2010年6月18日に閣議決定されました。この憲章の前文には、「中小企業は、経済を牽引する力であり、社会の主役である」と明記されています。

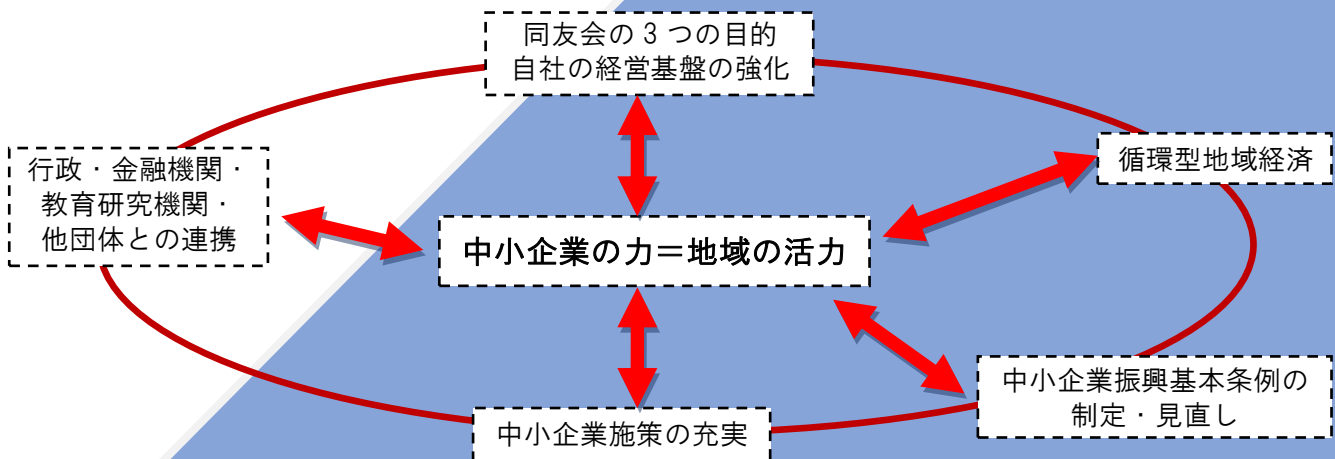
中小企業は地域になくてはならないインフラです。「中小企業憲章」の理念を理解するとともに、地域に広めることで地域独自の「中小企業振興基本条例」を私たち中小企業家の手で制定し、活力に満ちた地域を創造していきましょう。

中小企業振興基本条例

中小企業の振興で**元気な地域をつくる**。

地方自治体が中小企業の役割を重視し、その振興を行政の柱としていくことを明確にするのが「中小企業振興基本条例」です。北海道の総企業数に占める中小企業の割合は、全体の99.8%。従業員数も85.2%を占めています。まさに中小企業が北海道の経済を支えていると言っても過言ではありません。元気な中小企業が増えることにより、地域も活性化されます。地域の活性化に必要な中小企業が活躍できる仕組みが「中小企業振興基本条例」です。

「中小企業振興基本条例」ができると、中小企業に対する行政の基本理念や役割が明確になります。そして、首長や行政担当者が代わっても、この条例に記された理念と役割は引き継がれます。また、この条例を推進する「中小企業振興会議」ができることで現場の声が施策に反映されやすくなり、中小企業政策をより良いものへと発展させることができます。地域の中で経済活動が活発に行われ、雇用と所得が生み出されることによりお金が地域内で循環する「循環型地域経済」を実現される意識も高まります。



2020年5月末現在、北海道では52の市町村で「中小企業(小規模企業)振興基本条例」が制定されています。北海道同友会では道内全自治体に「中小企業振興基本条例」を制定することを目指しています。あなたの地域でも「中小企業振興基本条例」を制定し、その理念に基づいた実践運動を進めていきましょう！



一般社団法人 北海道中小企業家同友会

〒060-0906 札幌市東区北6条東4丁目1番地7 デ・アウネさっぽろビル 13階

TEL: 011-702-3000

FAX: 011-702-9573

<https://hokkaido.doyu.jp/>

中小企業等振興基本条例（理念型）制定自治体

*2020年4月27日現在／北海道中小企業家同友会調べ

	制定自治体	人口(人)	人口構成比	面積 (km ²)	面積構成比	条例施行日
1	帯広市	169,327	3.15%	619	0.74%	2007年4月1日
2	下川町	3,547	0.07%	644	0.77%	2007年12月26日
3	札幌市	1,952,356	36.28%	1,121	1.34%	2008年4月1日
4	北広島市	59,064	1.10%	119	0.14%	2008年11月1日
5	釧路市	174,742	3.25%	1,363	1.63%	2009年4月1日
6	別海町	15,273	0.28%	1,320	1.58%	2009年4月1日
7	函館市	265,979	4.94%	678	0.81%	2010年4月1日
8	中標津町	23,774	0.44%	685	0.82%	2010年4月1日
9	厚岸町	9,778	0.18%	739	0.89%	2011年4月1日
10	弟子屈町	7,758	0.14%	775	0.93%	2011年4月1日
11	旭川市	339,605	6.31%	748	0.90%	2011年7月1日
12	倶知安町	15,018	0.28%	261	0.31%	2012年12月14日
13	苫小牧市	172,737	3.21%	561	0.67%	2013年4月1日
14	北見市	121,226	2.25%	1,428	1.71%	2013年4月1日
15	恵庭市	69,702	1.30%	295	0.35%	2013年4月1日
16	登別市	49,625	0.92%	212	0.25%	2013年7月4日
17	音威子府村	832	0.02%	276	0.33%	2014年4月1日
18	北斗市	46,390	0.86%	397	0.48%	2015年4月1日
19	根室市	26,917	0.50%	513	0.61%	2015年4月1日
20	新得町	6,288	0.12%	1,064	1.28%	2015年12月1日
21	室蘭市	88,564	1.65%	81	0.10%	2016年4月1日
22	名寄市	29,048	0.54%	535	0.64%	2016年6月6日
23	陸別町	2,475	0.05%	609	0.73%	2016年6月14日
24	真狩村	2,103	0.04%	114	0.14%	2016年6月22日
25	島牧村	1,495	0.03%	437	0.52%	2016年10月1日
26	士幌町	6,135	0.11%	259	0.31%	2017年3月7日
27	西興部村	1,116	0.02%	308	0.37%	2017年3月9日
28	稚内市	36,380	0.68%	761	0.91%	2017年4月1日
29	足寄町	6,989	0.13%	1,408	1.69%	2017年4月1日
30	羅臼町	5,415	0.10%	397	0.48%	2017年4月1日
31	比布町	3,781	0.07%	87	0.10%	2017年4月1日
32	更別村	3,185	0.06%	177	0.21%	2017年4月1日
33	木古内町	4,547	0.08%	222	0.27%	2017年6月21日
34	鹿部町	4,227	0.08%	110	0.13%	2017年9月5日
35	北竜町	1,981	0.04%	159	0.19%	2017年9月12日
36	福島町	4,422	0.08%	187	0.22%	2018年3月14日
37	七飯町	28,120	0.52%	217	0.26%	2018年3月16日
38	鹿追町	5,542	0.10%	403	0.48%	2018年3月22日
39	標津町	5,243	0.10%	625	0.75%	2018年4月1日
40	和寒町	3,596	0.07%	225	0.27%	2018年4月1日
41	津別町	5,008	0.09%	717	0.86%	2018年4月1日
42	滝上町	2,721	0.05%	767	0.92%	2018年4月1日
43	訓子府町	5,100	0.09%	191	0.23%	2018年4月1日
44	斜里町	12,231	0.23%	737	0.88%	2018年4月1日
45	日高町	12,378	0.23%	992	1.19%	2018年4月1日
46	浜頓別町	3,881	0.07%	402	0.48%	2018年6月6日
47	小樽市	121,924	2.27%	244	0.29%	2018年7月3日
48	利尻町	2,303	0.04%	77	0.09%	2019年4月1日
49	雄武町	4,525	0.08%	637	0.76%	2019年4月1日
50	紋別市	23,109	0.43%	831	1.00%	2019年6月17日
51	佐呂間町	5,362	0.10%	405	0.49%	2019年6月18日
52	沼田町	3,181	0.06%	283	0.34%	2019年6月24日
	小計	3,976,025	73.88%	27,422	32.87%	
	全道計	5,381,733	100.00%	83,424	100.00%	

*全市町村の29.1% *制定順。人口は2015年10月1日現在（国勢調査）